

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
宇野建設工業株式会社	茨城県東茨城郡茨城町海老沢6	2-001235

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年5月17日 ～ 令和5年7月16日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

宇野建設工業(株)は、令和5年1月13日、水戸土木事務所発注の道路改良舗装工事(東茨城郡茨城町小幡地内)において、下請作業員が重傷を負う事故が発生したにもかかわらず、直ちに行うべき発注者への事故報告を怠り、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反した。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第1第4号イに該当する

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア (略) イ 共通仕様書違反かつ負傷者若しくは損害を伴うもの ウ、エ (略)	2ヶ月以上4ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)